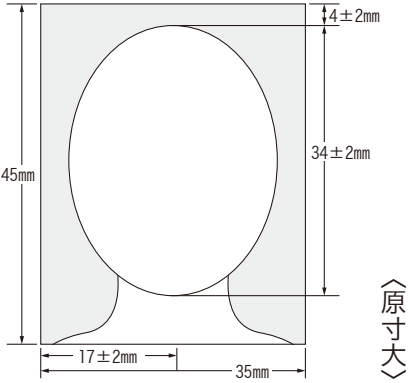


旅券(パスポート)申請のごあんない

- ▲青森県で申請できるのは、県内に住民登録をしている方です。
- ▲県内に住民登録していない方が、居所で申請を希望する場合は旅券窓口にご相談ください。
- ▲20歳未満の方は、5年旅券のみの申請になります。
- ▲団体に申請される場合は受け付け日時を予約してください。

申請に必要な書類

<p>1. 一般旅券発給申請書 …… 1通</p>	<p>・申請書は10年旅券用と5年旅券用の種類別に、各旅券窓口と市町村役場住民課等にあります。</p>											
<p>2. 戸籍謄本又は抄本 …… 1通 (発行日から6ヶ月以内のもの) (本籍地を定めた市町村役場で発行します) ※未成年の方は謄本をご用意ください。</p>	<p>・有効な旅券をもっている場合で、氏名や本籍地などに変更がなければ、提出を省略できます。(氏名に別名を併記している方、又は親権者が外国籍の方は省略できません。) ・氏名や本籍地の県名などに変更があった場合、変更前・後の内容が確認できるもの。 ・同一戸籍の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通とすることができます。 ・2枚以上になっているものを本人分のみ切り離したものは無効です。</p>											
<p>3. 写真 …… 1枚 (撮影日から6ヶ月以内のもの)</p>  <p style="text-align: right;">〈原寸大〉</p> <p>※写真の裏面下段に氏名を記入してください。</p>	<p>・正面向き、無帽、無背景、目元輪郭を隠していないもの。縁無しで左記の寸法を満たしたもの。規格外の写真は、受付できません。鮮明な写真をご用意ください。</p> <p>※パスポート写真として不適当なものは、次のような写真です。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●不鮮明なものや変色したり影のあるもの。汚れやキズのあるもの。 ●カラーコンタクトレンズ着用のもの。 ●照明が眼鏡に反射したもの。非常に太いフレームの眼鏡や濃色レンズの眼鏡をかけたもの。 ●眼鏡のフレームや前髪が目にかかっているものなど目元がはっきりしないもの。 ●太いヘアバンド、大きなリボン、スカーフやマフラーなどで髪や首を覆っているもの。顔や首が隠れるような服装のもの。イヤリング、ピアス、カチューシャなどで顔の器官を隠しているもの。 ●極端に笑っているなど平常の顔貌と表情が異なるもの。 ●デジタル写真の場合、ジャギー(階段状のギザギザ模様)が入っていたり、画質が不適切なもの。 <p>〈注意〉 自動写真機やデジタルカメラで撮影した場合は、上記例のようにふわふわした写真もあり、受理できない場合がありますのでご注意ください。</p>											
<p>4. 身元確認書類 (原本で有効なもの。コピー不可)</p> <p>※氏名・生年月日・性別・ふりがな・住所・本籍等が、申請書の記載内容と一致しているものに限りです。</p> <p>※代理人が申請する場合は、申請者本人と代理人それぞれの「身元確認書類」が必要です。</p> <p>※小学生以下の方で、右記が用意できない場合は、本人の保険証と親権者の身元確認書類をお持ちください。</p>	<p>① 次のものから1つ提示してください。</p> <table border="1" data-bbox="608 1330 1428 1458"> <tr> <td>日本国旅券(ただし失効後6ヶ月以内のものを含む)、運転免許証、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、写真付き官公庁職員身分証明書、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳</td> </tr> </table> <p>② ①を提示できない場合は(A+B)、(A+A')、(Aのア～ウの組合せで2点)の組合せで2つ提示してください。</p> <table border="1" data-bbox="608 1541 1428 1742"> <tr> <td>A</td> <td>ア 保険証 (健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 年金手帳(証書) (国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金証書又は恩給証書)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 印鑑登録証明書と登録印鑑</td> </tr> <tr> <td>A'</td> <td>介護保険被保険者証、生保受給証明書</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="608 1765 1428 1883"> <tr> <td>B</td> <td>写真付き学生証又は生徒手帳、写真付き会社の身分証明書(生年月日記載のもの)、写真付き公の機関が発行した資格証明書、失効後6ヶ月以上経過した日本国旅券、源泉徴収票(最近のもの)、納税証明書(又は非課税証明書)、母子手帳、愛護手帳、外国人登録証明書</td> </tr> </table>	日本国旅券(ただし失効後6ヶ月以内のものを含む)、運転免許証、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、写真付き官公庁職員身分証明書、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳	A	ア 保険証 (健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証)		イ 年金手帳(証書) (国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金証書又は恩給証書)		ウ 印鑑登録証明書と登録印鑑	A'	介護保険被保険者証、生保受給証明書	B	写真付き学生証又は生徒手帳、写真付き会社の身分証明書(生年月日記載のもの)、写真付き公の機関が発行した資格証明書、失効後6ヶ月以上経過した日本国旅券、源泉徴収票(最近のもの)、納税証明書(又は非課税証明書)、母子手帳、愛護手帳、外国人登録証明書
日本国旅券(ただし失効後6ヶ月以内のものを含む)、運転免許証、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、写真付き官公庁職員身分証明書、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳												
A	ア 保険証 (健康保険証、国民健康保険証、船員保険証、共済組合員証、後期高齢者医療被保険者証)											
	イ 年金手帳(証書) (国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金証書又は恩給証書)											
	ウ 印鑑登録証明書と登録印鑑											
A'	介護保険被保険者証、生保受給証明書											
B	写真付き学生証又は生徒手帳、写真付き会社の身分証明書(生年月日記載のもの)、写真付き公の機関が発行した資格証明書、失効後6ヶ月以上経過した日本国旅券、源泉徴収票(最近のもの)、納税証明書(又は非課税証明書)、母子手帳、愛護手帳、外国人登録証明書											
<p>5. 前回取得した旅券</p>	<p>・有効な旅券をお持ちの方は、有効旅券を提出しないと申請できません。 ・失効している場合も窓口へお持ちください。</p>											
<p>6. その他</p>	<p>・次の場合には住民票の提出が必要となります。 ※申請日前1週間以内に、氏名及び住所の変更(市町村合併による場合を含む)をした場合。 ※青森県内に住民登録をしていない方が、青森県での申請を希望する場合(居所申請)</p>											

申請について

1. 申請受付時間 (土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです)

全窓口	月曜日～金曜日 8:30～17:15
-----	--------------------

○ 外国人と結婚した方及び二重国籍の方は、手続きに長時間を要しますので16:00までにおいでください。

2. 代理人が申請する場合 (代理申請)

○ 申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」欄を記入してください。(子の代理で法定代理人が申請する場合は不要です)

○ 申請者本人にとって必要な書類一式のほか、代理人についても、身元確認書類 (原本) が必要です。

○ 10人以上の団体に代理申請する場合、予め受付日時を予約してください。申請者名簿も必要です。

※ 旅券を紛失、焼失、損傷した方、刑罰等関係に該当の方、居所申請をする方の代理申請はできません。

3. 未成年者 (20歳未満の方) が申請する場合

○ 申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者である父または母が自署してください。

○ 親権者が遠隔地に在住している場合は、親権者の署名のある「同意書」(窓口及びHPに様式あり)を、郵送された封筒とあわせて提出してください。

○ 親権者が外国籍の場合は、親権者双方の同意が必要です。申請書裏面と「同意書」にそれぞれ署名してください。

4. 有効な旅券を紛失した場合

○ 紛失届を提出してください。(写真1枚必要)

○ 申請する場合は、紛失届と新規申請書類を提出してください。代理申請はできません。

5. 旅券を申請して受領しなかった場合

○ 前回旅券を申請して受領しなかった方は、申請時に必ず窓口申し出てください。申し出がない場合は、再度おいでいただく場合があります。代理申請はできません。

6. 旅券の有効期間内に申請する場合 (切替申請)

※ 下記の場合は新しい旅券に切替申請することができます。

○ 氏名、本籍地の県名に変更があった場合 (訂正申請もできます)

○ 有効期間が1年未満の場合

○ 査証欄に余白が少なくなった場合 (1冊につき1回まで増補ができます)

○ IC旅券に切り替える場合

交付について

1. 交付予定日及び交付受付時間 (土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。)

県庁窓口	申請日から土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除いて	5日目以降	月曜日～木曜日 8:30～18:00	金曜日 8:30～17:15
分室窓口	申請日から土曜、日曜、祝祭日、年末年始を除いて	7日目以降	月曜日～金曜日	8:30～17:15

2. 旅券の受け取りは年齢に関係なく必ず旅券名義人本人です。代理の受け取りはできません。

3. 受け取りに必要なもの

○ 旅券受領証

○ 手数料 (右表のとおり)

旅券の種類	手数料 (収入印紙+青森県証紙)
10年	16,000円 (14,000円+2,000円)
5年 (12歳以上)	11,000円 (9,000円+2,000円)
5年 (12歳未満)	6,000円 (4,000円+2,000円)

青森県旅券窓口のご案内

青森県庁 パスポート 窓口

弘前分室

八戸分室

五所川原分室

十和田分室

むつ分室

青森市長島一丁目1-1

弘前市蔵主町4 (県合同庁舎内)

八戸市尻内町字鴨田7 (県合同庁舎内)

五所川原市栄町10 (県合同庁舎内)

十和田市西十二番町20-12 (県合同庁舎内)

むつ市中央一丁目1-8 (県合同庁舎内)

TEL 017-777-4499

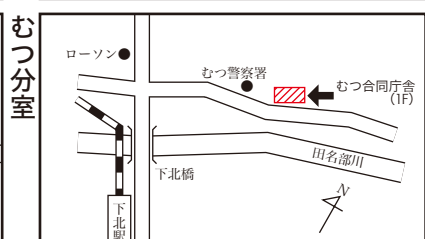
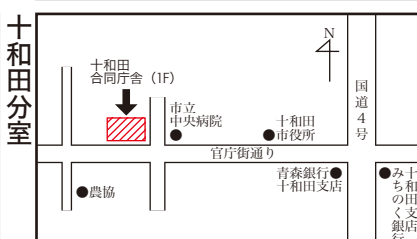
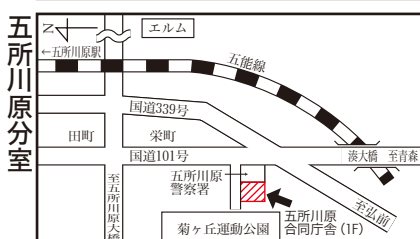
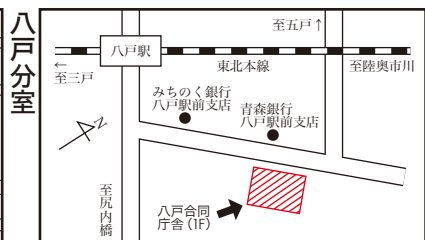
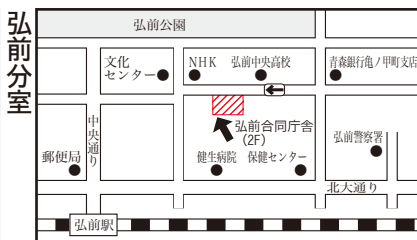
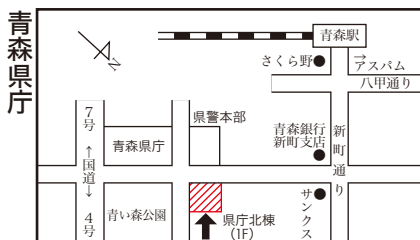
TEL 0172-34-6009

TEL 0178-27-0692

TEL 0173-33-4622

TEL 0176-23-3838

TEL 0175-22-3945



青森県庁ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp/>

(くらし・税金 → 「よくある質問」 国際交流・協力関連ページ → パスポート申請手続)